

夫婦別姓 を考える

結婚後の姓を 選べる社会へ

結婚した夫婦に同姓を義務づける制度は、世界で日本だけです。

しかも、夫婦の約95%は女性が夫の姓を選択しています。

1996年、法制審議会は選択的夫婦別姓制度などを導入する
民法改正案要綱を答申しました。

それなのに28年も実現していないのはなぜでしょうか。

司法では、当事者が声を上げ、第3次選択的夫婦別姓訴訟が進行中です。
私たちは、改姓するかどうかを誰もが自ら決定できる制度の実現のため、
本シンポジウムを企画しました。

日時 2024年 **11月3日** (日)
13:30 > 16:30 (開場13:00)

場所 **島根県民会館
大会議室**
〒690-0887 島根県松江市殿町158

定員

先着 **180名**

予約不要

参加費
無料



アクセス JR松江駅よりバスで10分 / 松江しんじ湖温泉駅より徒歩15分

駐車場 提携駐車場：①島根県民会館有料駐車場、②タイムズ畑殿町
駐車場 ※県民会館の利用で3時間無料

第1部

1. 基調報告 大野遼太氏

弁護士 (島根県弁護士会、憲法問題対策本部)

2. 講演

上田めぐみ氏

第3次選択的夫婦別姓訴訟、東京原告



早坂由起子氏

弁護士 (東京弁護士会、千川通り
法律事務所、夫婦別姓訴訟弁護団)



第2部

パネルディスカッション

パネリスト 上田めぐみ氏 早坂由起子氏 ほか

コーディネーター 水野 彰子氏

弁護士 (島根県弁護士会、両性の平等に関する委員会)